

国民健康保険被保険者への加入者情報の送付について

「被保険者等への加入者情報等の送付について（依頼）」（令和6年1月9日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課連名事務連絡）に基づき、国民健康保険に加入している全ての被保険者に対して「加入者情報のお知らせ（個人番号の下4桁を含む。）」を送付する。

1. 目的

被保険者に国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）を通知することで情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用してもらう。

2. 対象者

品川区国民健康保険被保険者 約50,000世帯

3. 送付時期

特定記録郵便にて令和6年9月24日発送予定

4. 送付物

別紙1、2のとおり

5. 周知について

区広報紙9月11日号、区ホームページ

年 月 日

特定記録
バーコード

大切なお知らせ

医療保険のデータベースに登録されている
個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）

（注）・上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）の下4桁を表示しています。

・このお知らせは9月2日時点の情報で作成しています。基準日以降、国民健康保険の資格を喪失された方は、行き違いになります。ご了承ください。

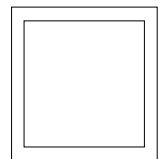
【お問い合わせ先】

〒140-8715

東京都品川区広町2-1-36

品川区国保医療年金課資格係

TEL：03-5742-6676



(令和6年4月時点)

△ご注意ください！

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月1日までに発行された保険証は有効期限まで使用できます

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

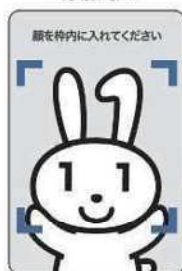


2

本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報は
当院に提供することになりますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使います。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当院に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使います。

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

**マイナンバーカードを
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。